

令和元年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年6月13日（木曜日）

---

○議事日程（第4号）

令和元年6月13日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第35号 尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第36号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第37号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第38号 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第39号 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第40号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について  
（質疑、委員会付託）
- 日程第 8 一般質問

○出席議員（12名）

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員  | 2 番 内 山 將 文 議員    |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員  | 4 番 楠 裕 次 議員      |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員  | 6 番 三 鬼 和 昭 議員    |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員  | 8 番 仲 明 議員        |
| 9 番 小 川 公 明 議員  | 11 番 高 村 泰 徳 議員   |
| 12 番 野 田 拓 雄 議員 | 13 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |

○欠席議員（1名）

- 10 番 南 靖 久 議員

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	長	藤	吉	利	彦
会計管理者兼会計課長		平	山		始	君
政策調整課長		三	鬼		望	君
政策調整課調整監		芝	山	有	朋	君
総務課長		下	村	新	吾	君
財政課長		岩	本		功	君
防災危機管理課長		神	保		崇	君
税務課長		吉	沢	道	夫	君
市民サービス課長		宇	利		崇	君
福祉保健課長		内	山	洋	輔	君
環境課長		竹	平	専	作	君
商工観光課長		大	和	勝	浩	君
水産農林課長		内	山	真	杉	君
建設課長		高	柳	伸	浩	君
水道部長		尾	上	廣	宣	君
尾鷲総合病院事務長		河	合	良	之	君
尾鷲総合病院総務課長		佐	野	憲	司	君
教育長		二	村	直	司	君
教育委員会教育総務課長		山	口	修	史	君
教育委員会生涯学習課長		野	地	敬	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		大	川		太	君
監査委員		福	本	和	行	君
監査委員事務局長		仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝	豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英
議事・調査係書記	相	賀	智

[開議 午前10時00分]

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、10番、南議員は所用のため欠席であります。

なお、二村教育長につきましては、一身上の都合により後刻出席予定であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番、仲明議員、9番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第7、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題の6議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） それじゃ、通告に従い質疑を行います。

私が通告しておる件につきましては、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」から商工費と、それから総務費2点について伺います。1点ずつ行いますので、よろしくお願いいたします。

同補正予算書及び予算説明書8ページ、9ページの歳入、15款県支出金、5目商工費県補助金、2節観光費補助金、これは地域活性化支援事業補助金100万円について伺います。

予算書の14、15ページの歳出の6款商工費、1項商工費、1目商工費一般財源から支出すべき100万円が国県支出金の財源更正として措置されているこ

とは理解できますが、その経緯の説明を求めるものであります。

ちなみに、同予算は、第1回定例会において熊野古道活用事業として、世界遺産登録15周年を記念したシンポジウムの開催やおわせ海・山ツアーウォークの実施、来訪者の観光案内等を行うおわせふるさとガイドの運営委託、それにタクシー運転手等を対象におもてなし研修会の開催とのことで、施策の予算概要では、報償費100万円、旅費33万1,000円、需用費43万8,000円、委託費277万1,000円、使用料及び賃貸料19万5,000円の合計473万5,000円となっております。そのうち、既に歳入、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、5節商工費雑入としてシンポジウム助成金240万円が計上された予算内容になっています。

今回、これらの事業のうち、改めて現時点で県補助金として認められた対象事業とはどのようなものですか。その内訳を御説明ください。

議長（濱中佳芳子議員） 商工観光課長。

商工観光課長（大和勝浩君） それでは、補助金の対象事業についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、既決予算の熊野古道活用事業のうち、新たな取り組みとしてのタクシー運転手を対象とした熊野古道おもてなし研修会資料の印刷費2万円、3日間のコースを追加するおわせ海・山ツアーウォークの委託料180万円、おわせふるさとガイドの会運営委託料の一部24万9,000円の申請額合計が206万9,000円に対し、約2分の1の100万円が承認され、充当されるものでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 補助の対象となったこと、先ほどの説明でよくわかりました。

では、なぜ当初予算にこの地域活性化支援事業補助金として計上されなかったのですか。まだ第2回の定例会ですので、もう少し精査しておれば、当初予算でこういった予算編成ができたのではないかと考えられますが、この補助金が、新年度となって制定されたのか、それとも、その前からあったのにどうなのかということとか、ちょっと言葉が悪いかわかりませんが、財政の厳しい本市にとっては、有利な補助金の活用とか補助事業に結びつけていくことは、平素から念頭に置いた業務をするべきじゃないのじゃないかということから、今回、この時期がどうだったのかということをお聞きさせていただきましたので、御説明ください。

議長（濱中佳芳子議員） 商工観光課長。

商工観光課長（大和勝浩君） 議員さんのおっしゃる当初予算に計上できなかったかというところなのですが、この補助金の性質が三重県の地域活性化支援事業補助金ということで、予算が確定した後に募集がかかるということで、31年度の申し込みが3月20日にしております。それで、再承認が4月に入ってからということで当初予算には計上できず、今回の補正となりました。

議長（濱中佳芳子議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） わかりました。県の募集というのが、当市の事業として採択されるのが、時期がずれておったということがあって、こういった結果に……。補正予算になって財源更正になったということが理解できましたので、ありがとうございます。

次に、予算書及び予算説明書の10ページ、11ページの歳出、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、12節役務費の登録手数料206万円と不動産鑑定料83万6,000円について、登記及び鑑定対象である市有財産2件について、まず説明を求めます。

議長（濱中佳芳子議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） まず、今回、売却対象としている物件でございますが、一つ目が瀬木山にあります旧第3保育園敷地、地籍が1,111.52平方メートル、二つ目が古戸町にあります旧第4保育園敷地、地籍が1,127平方メートルでございます。

予算計上しております登記手数料及び不動産鑑定手数料につきましては、この二つの物件の売却予定価格を算定するため、当該土地の測量、登記を行った上で不動産鑑定を行うために必要な経費として計上をさせていただいたものでございます。

なお、委員会においても詳しく説明させていただきますが、登記手数料206万円の中には、一部4万3,219円になりますが、今回2件の売却に係る登記とは別の経費が含まれておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 別の経費の説明については委員会でまた聞きたいと思っておりますのであれなんですけれども、こういった取り組みは、本来、基本的な計画を立て、それを進めているのであれば当初予算で計上すべきだったのではと考えられますし、今年度になって遊休市有財産の取り扱いに関して計画を立てたのであれば、

その基本的な計画を議会に示した上で実施すべき、予算化すべきが地方自治法で示されているような二元代表制を尊重したセオリーだと考えますが、今回の計上は、そういった計画的な取り扱いではなく、急遽執行部として重要なミッションとしての遂行なのか、そういった今回、第2回の補正で、新年度になって、それも第2回の補正でこういった売却を目的にこういった登記であるとか、測量登記であるとか、鑑定をするに至った理由をもう少し具体的に説明してください。

議長（濱中佳芳子議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 遊休市有財産の売却について、当初予算での計上、あるいは計画を議会に示した上で予算化すべきではないかという御指摘についてでございます。

市有財産の売却につきましては、現在の財政状況、特に財政調整基金の減少に伴い、今後の予算編成において一般財源を確保する有効な手段の一つとして、昨年来、複数の議員の方からの御提案もあって検討してきたものでございます。その際、精査検討から予算計上までの時間的な制約の中で、当初予算の計上に至らなかった経緯がございます。

しかしながら、厳しい財政状況の中、早期に一般財源を確保したいという思いから、比較的面積が大きく、歳入として一定の額が見込める物件として今回の2件を選定し、補正予算に計上させていただいた次第でございます。

今後、他の市有物件の売却を進めるに当たりましては、現在、庁内において市有財産処理委員会を設置し、売却計画を検討している段階でございます。売却によって一定の財源が確保できると見込まれる案件につきましては、市のホームページや広報により売却予定を広く周知していきたいと考えておりますけれども、先ほど議員から御指摘がありましたように、その前の段階で議会のほうにお示しをさせていただいた上で進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 丁寧な説明、ありがとうございます。

そのように今回、この2カ所の説明を求めるということはそんなに難しいことではないのですが、先ほど課長も言われましたように、私も含めてほかの議員からも、遊休市有地については前向きに、売却を含めた前向きな検討をするべきだというのは従前から上がっておりますので、こういった市有財産が売却可能かということを含めて、そういったものを計画立てて、やっぱり議会に示していただきたい。そういったことが、今後、売却するときにも市民の方々にも議会で行

うとか、ホームページに載せるとかということで、こういった市有財産が売却とかの計画もあるのかということも理解できるということがありますので、よくわかるような行政運営をお願いしたいと思います。

ちなみに保育園ということで関連するので、2カ所説明していただきましたが、基本的な計画をもし立てるのであれば、同様のよう、矢浜保育園がありますし、これは防災の防災タワーかな、避難タワーかな、そのままそれなのか、現市長になってからその辺がさっぱりわからんところもありますし、元中央駐車場につきましても、けさも見てきて、よく通るので見るんですけど、国の方針もあり、危険なのでブロックを撤去したものの、やっぱり耐震的に不安定なものがあって、それに市民が利用する歩道のすぐ上にあるということもありますので、なぜ今回、この2カ所だけの予算化でこれらは検討されなかったのかということもあわせて御説明願いたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 今言われた中央駐車場、矢浜保育園等も含めて現在検討を進めておるんですけども、それぞれにやはり課題がございますので、それらを、先ほど言いました市有財産処理委員会の中で精査して、なるべく早急にお示しできるように進めさせていただきたいと思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 最後にしますが、先ほど課長は、今回の2カ所については財源的というのか、プラスである、結果的に売却することがプラスであるということをお口頭で今説明されたんですけど、間違いなく財政の厳しい中、運用資金として活用できるような、売却ができると踏んでおられるんですか。どうなんですか、その辺は。説明されましたので、お伺いします。

議長（濱中佳芳子議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 今回計上しております二つの物件につきましては、概算ではありますけれども、そういった歳入のほうが経費よりも多くなるというような見込みで計上させていただいたものでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

7番、村田幸隆議員。

7番（村田幸隆議員） 今、三鬼和昭議員が質疑をした関連もありまして、質疑をさせていただきたいと思うんですが、この市有財産、これについては今三鬼議員が

言われたとおりだと思いますし、私も全く同感ではありますけれども、その中で、まだ整理をし切っていないというのが現状ですね。

仄聞するところによると、副市長をトップに建設、総務、財政、政策調整課、このあたりで会議を持っておるんだろうと思いますけれども、今現在、どこまでこの計画が進んでおるのか、どの段階まで行っておるのかということを、トップであります副市長にお答えをいただきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 現在、遊休の市有財産の処理、売却可能と考えられるものにつきましては、議員御指摘のとおり、庁内で設置しました市有財産処理委員会において行っておりますけれども、現在、売却可能と考えられる物件につきまして洗い出しを行い、その面積であるとか、どういう今、用途地になっているか、そしてあと、それぞれの物件についてどういう売却に向けて課題があるかというところを今洗い出ししているという、そういう状況でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 今、洗い出しをしておるということでありましてけれども、基本的に箇所は何か所で、それから採算性が合うのか、合わないのかということまで行っておるのかどうかということ、1回しか開いていませんから、そこまでは全然行ってないと私は思っておりますけれども、しかし、これは財政難の折に少しでも早く売却をして、財源にかえるということが一つの目的、それから採算性が合わないものについては、どう有効利用を図っていくのかということも検討しなければいけませんし、そういうことも含めて早く進めていただくということを強く申し上げておきたいと思っております。

それと、今、中央駐車場、これについては仄聞するところによると、社協が云々という話もありますけれども、しかし、私は今、三鬼議員の話の中にありましたけれども、道路に面して非常に危機を感じるというようなこともありましたけれども、全くそのとおりでありますけれども、ここを売却するというのも一つの手でありますけれども、今骨組みが残っておりますから、耐震構造はどうかということもあわせて検討して、そして、もし補強で耐震構造がきちっと保てるのであれば、私は避難タワーにしてもいいんじゃないかと。

尾鷲市には避難タワーありませんから、避難タワーのモデルとしてつくっていくことも一つの手ではないかということが市民の中から聞こえておりますので、そういったことも織りまぜて検討していただくよう強く申し上げておきたいと思



います。

次に、補正予算の14、15ページなんですけれども、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、9節の旅費27万8,000円、13節の委託料38万2,000円、これは事前調査業務委託料と説明がありまして、先般、市長からは、森林の未施業部分の確定のためにという説明がございました。

旅費については、当然、未施業部分の方はどこにいらっしゃるのかということで、そういうことをその方とお会いをして事情をお聞きする旅費なのかなど、こう判断をしておりますけれども、これは財源内訳を見ると、一般財源とあるんですね。厳しい財源の中で、一般財源を使ってわざわざやらなければいけないものなのか、こういうまず疑問が生まれるわけであります。

民間の調査をすることは、どこに目的があってやるのかということをもとにまずきちっとお示しをいただきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費の森林経営管理事業につきましては、森林の多面的機能を発揮させるには適切に施業を実施する必要があることから、森林環境譲与税を活用し、管理が行われていない森林について適切な経営や管理の確保を図るために、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲や能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を目指しております。

本事業の内容は、須賀利町の森林において、長期にわたって施業が実施されず、経営管理が行われていない森林を抽出し、対象となる森林所有者の森林経営に関する意向調査でございます。

意向調査につきましては、森林所有者に、今後どのような経営管理したいのか意向を確認し、市に委託したいという回答があれば、所有者と協議を行い、経営管理の委託の手続を進めていくことになっていきます。

森林経営管理事業におきます75万9,000円の内訳につきましては、今議員さんが言われたとおり、市外への旅費としまして、森林所有者の打ち合わせに必要な旅費として27万8,000円と、意向調査に係る消耗品費が5万7,000円、森林所有者の意向に係る郵送料と通信運搬費に4万2,000円と、森林所有者の意向調査を進めていく際に、あわせて境界も明確にする必要があることから、森林組合が保管している測量データを収集し、GISという地理情報システムに落とし込みをかけていくことで、現在の森林簿の精度を高めるための事前

調査委託料が38万2,000円となっております。これ、全額森林環境譲与税を活用したいと考えております。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 村田議員。

7番（村田幸隆議員） ということは、これは補助事業なんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 今年度から、国のほうから森林環境譲与税が交付されることになり、全て交付金としての事業になります。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） これ、補助事業であるのなら、当年、本年だけなのか。それから何年事業計画でいくのかお示しをいただきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 本市における森林環境譲与税の交付額につきましては、令和元年度から令和3年度までが1,338万円、それと、令和4年度から6年度までが2,007万円、令和7年度から令和10年度までが2,843万3,000円、令和11年度から14年度までが3,679万6,000円、それと、令和15年度から4,515万9,000円となる見込みでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） これだけ予算がつくということは、近隣の未施業の山林をきちっと整備をしていく、そのための費用だということなんですね。私、さっき申し上げましたように、目的はどうかということを再度お願いしたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） この税の目的としましては、森林を長期にわたって施業がされず、経営管理が行われていない森林所有者の方の意見を聞いて、それにかわって市に対してお願いをしたい、いやいや、自分でも、基本的には所有者の方が管理していただく必要があるんですけども、とても何かできないという方に対してはいろんな協議を重ねながら、市のほうでもやっていきたいというふうな計画でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） そうすると、本人に会って、施業もできないんだということであれば、市がかわってやるということですね。委託をされるという形になるん

ですか。ねえ。委託をされる形になるのであれば、市が全部やっていかななくてはならないということになるんですけれども、現在、市有林だけでもいろいろな管理、いわゆる人件費や作業員の問題が起るありますよね。

こんな中で、もしほかの未施業林野もやるということになれば、それこそ人員、あるいは人件費の問題で、尾鷲市がともすれば、これ、被害をこうむるということにはなりはしないんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 議員さん言われるとおり、今後、計画している事業を実施するに当たりましては、事業量の増大が想定されるところでございます。このようなことから、地域林政アドバイザー制度を活用しまして、林業に精通している林業専門家職員を採用するなど、当事業に向けての整備体制が必要になってくると考えております。

なお、地域林政アドバイザー制度に係る人件費につきましても、本森林環境譲与税を活用できますので、この税を活用しながらこのアドバイザー制度に乗っていきたいというふうに考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） そうすると、アドバイザー等を雇ってさまざまな形で体制を整えていくということなんですが、もちろん市が委託を受けたら、いわゆる立木は売却できるまで育林をしなければいけない。育林をして売却をできる時期になったら、伐木をして売却まで尾鷲市がやるということになるんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 今議員さん言われるとおり、森林所有者の方といろいろ協議を進めていく必要はあるんですけれども、その施業していくためのまず計画を立てまして、それで伐採をして、収益についてもどれだけの割合かというふうなものも定めていく必要があると思うんですけれども、そのような計画で伐採まで、それで植林というふうな、主に間伐になってくると思うんですけれども、まず公営で機能を発揮できるような森林整備をまず手がけていきたいというふうに考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 言われることはよくわかりますし、国の方針はそうなんだなということは理解をしますが、実際できるんですか、こういうことって。私は非常に難しいことではないかなと。先ほども申し上げましたけれども、人員

とか体制の問題でそううまくはいかないだろうと。ましてや、育林をして、そして伐木をして売却をるところまで行きたいということになれば、これ、いかに委託を受け取るといっても、うまくいくのかなという感じがするんです。

ですから、その辺のところは今後詰めていくんでしょうけれども、きちっと計画を立ててやっていただくよう強く申し上げたいと思いますし、今回、財源内容、内訳を見ると、一般財源で上げてあるんですけれども、これはどういうことなんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 森林環境譲与税につきましては、国の指針で一般財源扱いというふうになっておりますけれども、しかし、公表、その用途についてはきちんと公表しなさいというような指示はいただいております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 次、補正予算の14ページ、15ページになるんですけれども、5款農林水産事業費の4項水産業費、3目の漁港管理費、12節役務費、漁港一般管理費、不動産鑑定手数料73万1,000円についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは、まず最初に、何のための鑑定なのかお聞きをしたい。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 5款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費、12節役務費の不動産鑑定手数料73万1,000円につきましては、古江漁港に取水している海洋深層水が有効活用できるように、漁港施設用地の利用の変更によるものでございます。古江漁港施設用地は国の補助金を活用して整備した用地でございます。現状では、地方公共団体漁協漁連の利用に限られております。

このことから、民間事業者の参入が困難な状況であり、海洋深層水の有効活用ができないことから、この補助用地を市が所有する単独用地と等価交換を行うことで、補助という規制を解除するものであり、その補助用地から単独用地に変更されることで、その手続に不動産鑑定が必要になってきます。

補助用地から単独用地に変更されることで民間事業者が参入できるようになり、海洋深層水の新たな利活用が期待できるために、これをきっかけに本地域の活性化、水産業の振興を図っていきたいと考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） わかりました。

しかし、古江の漁港、いろいろな面で深層水も絡めて利用するためということなんでしょうけれども、私は、今聞いたんですが、古江漁港も曾根も同じ市有地なんですね。同じ市有地であって、そこまで鑑定する必要があるのかなど。私は路線価でいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 今回の手続におきましては、これは漁港関係補助事業による取得した漁港施設の財産処分に当たります。このようなことから、国への申請の上げていく添付書類の中に、不動産鑑定士による鑑定評価をされた土地評価調書が必要になってくるというふうに示されておりますので、そういうことで、今回、不動産鑑定料を計上させていただきました。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） その辺のところは国ですね……。書いたものはそうでしょうけれども、国のほうに、いわゆる路線価格ではできないんですかということをお尋ねしたんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産課長。

水産農林課長（内山真杉君） 路線価格でのということは尋ねてはございません。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） これ、その辺のところは、財源が苦しい、厳しいときに、そういうものも1回聞く必要があるのではないかと。それを聞くことによって、等価交換するにしても路線価格でいいよと、もしそういう許可がいただければ、この73万1,000円という金額は要らなくなるんですね。ですから、私はこの辺のところはきちっと詰めていただくように、今後詰めていただきたいと思えますね。

それと同時に、等価交換しか方法はなかったんですか。補助対象の土地ですから、いわゆる規制緩和というような方法も使って、これを補助を取り去るという方法もあったんじゃないんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） まず、等価交換に係る路線価の部分についてなんですけれども、私も以前、水産課に在職しているときには同様なことをしておりまして、そのときには不動産鑑定に等価交換というふうな評価をしてやった経験がございます。そういうふうなことで、県とも打ち合わせの中でもこういうふうな手法でよろしいですかということは、その時点では確認はしております。

それと、今議員さんが言われたように、ほかに手法はなかったのかということなんですけれども、今現状につきまして、国から民間事業者が補助の入っている公共施設への目的外使用による占有などについてもできるようになってくるというふうに聞いてございます。そういうことから、国と県と打ち合わせを重ねている状況でございまして、現在考えている等価交換の方法とあわせて、目的外使用の占有などについても現在並行して考えておりますので、なるべく早い時期におきましてその結果の方向性を報告させていただけると考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 今課長の説明ありましたけれども、これは、いわゆる規制緩和ですね。こういうものがいつごろできると判断をされておるんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 国のほうにおきましては、今年度中、今年度からというふうには聞いておるんですけれども、明確な日時につきましては、再度確認させていただきたいと思えます。

それと、今回の手続等につきましては、なるべく早い時期というふうに言わせていただいたんですけれども、市長のほうからも命を受けておりますので、本当に秋口とか、年内というふうなことで努力していきたいと思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 規制緩和をそういうふうにして申請をして、願っておきながら、一方では等価交換の予算を上げてきて等価交換を進めていくというその、いわゆる根拠は何でしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） これまで国、県とずっと下打ち合わせをしてきております。その中で、やはり従来どおりの等価交換や補助金の返還というふうなやり方と、それから今回新たにこういうふうな規制緩和というふうな手法のほうも出てきましたので、私らとしては、なるべく早い時期にこういうふうな深層水を活用できるような用地に変えていきたいということから、並行して今回やっていきたいということで補正予算を計上させていただきました。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） これは等価交換の時期まで待つのか、違う、違う、いわゆる規制緩和の時期まで待つのか、あるいは等価交換をやっていくのかというこの期間の差というのはどれだけあるのかわかりませんが、その辺は判断だと思

いますけれどもね。

私が申し上げておるのは、財政難の折、こういう規制緩和の可能性のあるものを急ぐことはわかります。私もしつこいぐらい早くあそこを何とかせんかということを行っていますから、これはこれでよくわかるんですけども、しかし、さりとてやはり規制緩和になるかもしれないということがありながらも、できるだけ早くということで等価交換、わざわざ予算を使って等価交換をするということは、私はそれこそ執行部の判断によるんでしょうけれども、いかがなものかなど、そういう感じがするんですけど、その辺についてはやっぱり規制緩和はどうしても随分とおくれていくんだという見通しのもとに等価交換ということに入られたんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） この規制緩和につきましては、なるべく早い時期にどういうふうな判断をできるかということをお県のほうにも散々問い合わせさせていただいております。そういうふうな中で、市長からの指示もございましたように、早い時期にこの規制緩和というか、補助事業の規制を解除したいというふうな思いもございましたので、今回、補正予算のほうに従来手法として計上させていただいたんですけども、この財政難、厳しい中、73万といえども一般財源でございまして、なるべくこの予算を使わずに済むように、規制緩和の方向で申請のほうも進めていきたいというふうには考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） そのお気持ちはよくわかりますし、理解も十分しておるんですけども、そうであるのならば、今定例会にこの補正予算で、73万1,000円というのを今出す必要がないのではないかなど私は思うんですよね。規制緩和をできるだけ早くやるように持っていくと。

どうしてもある企業を誘致したいんだと、今、それを待っていたら間に合わないやと、没になってしまう、だから73万1,000円を充てるんだということなら、私は理解ができますけれども、しかし、規制緩和を一方でやって、できるだけ早くとお願いしておって、一方では、73万1,000円を使って等価交換というのは、私は少し理解するのに無理があるのではないかとちょっと思います。

これはこれで委員会でもた審議をすればいいことだと思っておりますので、これ以上は私は言いませんけれども、ここで申し上げておきたいのは、なぜ水産業の等価

交換、あるいは森林の未施業の予算について尋ねたかという、根底には、私は本来はこんなものは委員会で聞けばいいんですよ。あえて質疑に私は立ったという事は、やっぱり財源が非常に厳しい中で予算を軽々に使ってほしくないという、そういう思いがあったから、私は今回登壇をしたようなわけでありまして、このことを執行部の方々には十分御認識をいただくようお願いを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） ほかに質疑はございませんか。

12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 村田議員に関連するかもわかりませんが、8ページ、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、補正額の1,338万円ですけれども、今回、譲与税が創設されて歳入に計上されているんですが、これのまず、先ほど課長のほうから令和何年までの金額の想定を述べられていたわけですが、これに対する算出根拠をちょっと教えていただきたいと思います。譲与基準。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） まず、この譲与基準、算定基準なんですけれども、私有林面積が10分の5、それから林業就業者数の割合が10分の2、それから人口割合が10分の3、そういうふうなことで国のほうが算出しております。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） であるなら、ちょっと確認ですけれども、令和何年でしたか、4,500万ぐらいの金額を予想されているようにお聞きしたんですが、林業就業者数が10分の2、人口が10分の3という、今後、縮小というか、減る傾向にある中での金額が大きくなっている予想をしていますので、その点の根拠はどうですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 今回、譲与税の今3年ごとですか、ふえていく説明させていただきましたけれども、まず、令和5年度までは、森林環境税は徴収しませんので、環境譲与税につきましては、譲与特別会計においてまず200億か300億ほど借り入れをします。そして、それをもって今回交付されるような形になります。

令和6年度から税の徴収が始まりまして、14年度までに税の一部を借り入れを償還されつつ、残りの税が交付されるというふうなことになります。

ほいで、令和15年度から、森林環境税が全額交付されるということになります。



すので、だんだん額がふえていきますよというふうな仕組みになっております。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 今度は、歳出の、先ほど村田議員さんが質問していましたが、森林経営管理事業で75万9,000円というのが上がっています。これについて、水産農林課のほうでは今5年ごとにと話はありませんけれども、いろんな尾鷲にとって、尾鷲の林業にとってどういう形を基金から出してやっていくやり方が一番ベストなのかというようなところは、施業計画というか、そういう森林計画はきちんとつくられているんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） まず、この森林経営管理事業につきましては、先ほど説明させていただいたように、長期間にわたって施業が実施されていない経営管理が行われていない森林、私林を対象にしての事業になります。ほんで、環境譲与税につきましても、それについてのみの活用です。こういうふうな公有林、市有林みたいな公有林については、これは譲与税の対象外となっております。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） その中でも、今回、補正の中に75万9,000円というのが上がっています。これはいろんな森林関係者のニーズによってなったのか、それとも行政として民有林、私有林とのいろんな計画の中で、尾鷲の林業をどのようにしていくかという考え方をやってやっているのか、そこら辺がやはりきちっとした計画を立てるべきじゃないのかということを私は思っているんですが、いかがですか。今から。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 何回も説明をさせていただくんですけども、まず、公有林はこっちに置いておいてもらって、私林について手をようつけん森林所有者の方について何とかしようかというふうなまず意向を聞きます。まずその調査として、今回計上させていただいています。それが森林経営管理事業で、それに係る森林所有者は今現在リストアップさせていただいております。

その中で、森林所有者のために意向調査をやり、聞き取りに行くための旅費や消耗品費、それから委託料の調査委託料というふうな計上をさせていただいております。

以上です。

12番（野田拓雄議員） 最後に確認だけです。

議長（濱中佳芳子議員） 野田議員、申しわけございませんが、計画的なことになりますと、ちょっと質疑のほうから範疇が外れるかなと思いますので、その辺、御注意いただいて、御質問をお願いいたします。

1 2 番（野田拓雄議員） 今回、須賀利地区のということでしたもので、いろんな計画、行き当たりばったりじゃないですけども、今回この補正で上がってくるといことで、特定の地区の話が出てきましたものですから、計画的にやっているのかなというような確認をしたかったわけです。

以上です。これについては以上です。よろしいですか。

議長（濱中佳芳子議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 今、須賀利町、私の説明、須賀利町の森林で説明させていただきました。須賀利町の全体の森林面積は、660ヘクタールございます。そのうち事業の対象となる森林面積は約210ヘクタール見込んでおりますが、現在も対象となる森林について調査を行っているところでございます。

須賀利町の森林をモデル地区として定めた理由としましては、紀北町と海で囲まれた地域であることから、小規模な森林地区であること、また、森林所有者の住所が須賀利に多いということなど比較的まとまりがあることから、まず須賀利町を森林モデル地区に定め、今回、事業着手したいというふうに考えているところでございます。

1 2 番（野田拓雄議員） じゃ、最後に。

議長（濱中佳芳子議員） 1 2 番、野田拓雄議員。

1 2 番（野田拓雄議員） 1 5 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金の2 3 3 万 3, 0 0 0 円の補助金のほうが、要は発電用施設周辺地域振興事業費補助金が減額されている形なんですけれども、これはどのような内容なんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） それでは、発電用施設周辺地域振興事業費補助金の減額について御説明させていただきます。

本補助金は、県内の発電量が消費電力量の1.5倍以上あることが要件になってございます。このたび、中部電力の県内複数の発電所で廃止があったことからその基準を下回ったことにより、本補助金に該当しなくなったことが理由でございいます。その確定通知が本年3月にあったことから、今定例会に減額補正させていただいた次第でございいます。

以上です。

議長（瀨中佳芳子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4 番、楠裕次議員。

4 番（楠裕次議員） それでは、議長の許可をいただきましたので、質疑を行います。

議案の第 40 号、令和元年の尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）について質疑いたします。

補正予算書の歳出の 17 ページの 9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、19 節負担金、補助及び交付金のスポーツ振興事業の 140 万円の事業の詳細についてお伺いします。

議長（瀨中佳芳子議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 御質問のスポーツ振興事業に係る一般コミュニティ助成補助金につきまして御説明いたします。

三重とこわか国体における本市のデモンストラーションスポーツであるユニカールは、高齢者を含む幅広い世代が楽しめるニュースポーツとして普及促進が進められており、市内でも愛好者がふえてきている中で、当課としても一層の普及促進を図りたいと考えております。

このような中で、市内でのユニカールの普及促進を図る上で市内全域での競技人口の拡大を図るため、今回、愛好家グループも積極的に活動されており、用品整備の要望もありました三木里地区において、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を活用しながら補助を行い、整備することで、国体への機運の醸成、生涯スポーツの推進を通じた健康づくりにつなげていきたいと考えております。

なお、整備する用品としては、ユニカール用品 4 セット及び保管、持ち運び用のカバーや宝くじ広報シールとなっております。

議長（瀨中佳芳子議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） ありがとうございます。

基本的に基本方針、市のほうの基本計画の中に政策の 422 に生涯スポーツの推進、主な取り組みとして、方針 3 にニュースポーツということで、その中にユニカールが入っているということなんですけど、基本的に、今この予算書の中で、取り組む内容として、コミュニティの醸成とか、そういうものについてはすごく私は賛成なんですけど、賛成というより、これ、やっていかなきゃいけないと思っているんですけど、地区事業なのか、行政の事業なのかをちょっと確認します。

議長（濱中佳芳子議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 御質問の地区事業なのか、生涯学習事業なのかにつきまして御説明いたします。

当課としては、三重とこわか国体における本市のデモンストレーションスポーツであるユニカールの普及促進は当課の重要な業務であり、生涯学習事業として実施するものです。今回の整備を通じて、輪内地区等におけるユニカールの普及を一層進めるため、当課が中心となって関係団体とも連携しながら普及活動を実施してまいります。

また、ユニカールは、高齢者を含む幅広い世代が楽しめるニュースポーツであり、平成27年度に策定いたしました尾鷲市スポーツ推進計画においても、生涯スポーツの推進としてユニカール等のニュースポーツの推進を掲げており、スポーツ等を通じた健康づくりにも大いにつながるものと考えております。

このように、今回の整備により、高齢者を含む幅広い住民の皆さんがユニカールに親しむ機会を設けることで、2年後の国体開催に向けてスポーツを通じた地域づくりの機運の醸成を図るとともに、国体開催後にも続くスポーツを通じた健康づくりにもつなげていきたいと考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 大切な言葉がたくさん並んでおりまして期待をするところなんですけど、実際に、その自主事業と行政事業は全然違いますから、今後、助成していただいた機材について、どういう基準をもって管理していくのか、どの場所でやるのか、そういうところも含めて総合的に考えておかないと、後で余計なお金がかかるという話になりますし、いずれにしても、これからのあり方として、コミュニティーセンター費というところで、予算の費目がスポーツ振興なんですけど、管理する上で、団体が管理するものなのか、コミュニティーセンターが管理するものかによって位置づけが変わってくると思うんですけど、その辺いかがでしょう。

議長（濱中佳芳子議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） この利用については、もちろん三木里区の申請により、三木里区が管理する形にはもちろん所有者である三木里区になります。

ただし、これについては、三木里区とも相談させていただいておまして、三木里区のほかにも、輪内地区でこういうのをやりたいという、ユニカールを広

げたいというふうなことも今後広げていきたいと思いますので、その部分については、三木里区が管理しつつ、貸し出す場合についてもしていただけるような形で、三木里区と事前に話しております。

議長（瀨中佳芳子議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ありがとうございます。

いずれにしても、今は区が管理するということなんですけど、区が管理しても、市がしっかり基準とかをつくらないと、借りに行ったけど貸してもらえないとか、そういうことのないようにしてもらいたいなというのはちょっとあります。

いずれにしても、スポーツ振興についてはどんどん広げていかなきゃいけない、あわせて宝くじの助成事業についても、このスポーツだけじゃなくて広くやらなきゃいけないというのはわかっていますので、今後、この取り扱いについても計画的にいろんなスポーツを取り入れるようなことも計画の中に入れてほしいなというふうに思います。詳細については、また常任委員会のほうで質問させていただきます。

以上です。

議長（瀨中佳芳子議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（瀨中佳芳子議員） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思ます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（瀨中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の6議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため休憩いたします。再開は11時5分からいたします。

〔休憩 午前10時56分〕

〔再開 午前11時05分〕

議長（瀨中佳芳子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、令和元年最初の記念すべき一般質問をさせていただきます。まことに光栄でございます。

では、まず、前回3月の一般質問に関連して、御報告させていただきます。

私は、全国高校総体の経済波及効果を例に挙げ、尾鷲市における魅力発信の重要性を述べましたが、年度末統計ではさらなる成果が発表されました。三重県内、昨年度の観光客数も過去最多の4,260万人を記録し、県観光政策課によると、全国規模のイベントがあると全体を押し上げる傾向があり、インターハイにおいては、出場選手や観客らが会場周辺を観光して増加につながったとしています。本当に素晴らしいことだと思います。

しかし、これは三重県南部には余り関連がなかった話であり、今後期待される熊野古道世界遺産登録15周年、三重とこわか国体・とこわか大会に向けての魅力発信、ましてや北中部と南部の貧富の格差、教育の格差解消策を県に対し強く要望していきたいと思います。加藤市長におかれましても、県に対し積極果敢に今後とも要望していただきたく思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問内容に入ります。

痛ましい事件、その中でも、近年、ニュースで多く報道されるのが、児童虐待事件であります。私たちがニュースで知る以上に、小児科学会の推計では、日本で虐待により亡くなる子供の数は毎年350人ほど、1日に約1人幼い命が奪われている計算です。

日本の虐待対策は、その状況をなかなか改善できていません。児童相談所はいつでもマンパワー不足、ITの仕組みも十分とは言いがたく、児童相談所がケアしていても転居などで居場所がわからなくなってしまった子供は、ファクスで探している現状だといいます。

これが首都圏の話だとしても、本市においてもこのようなことが起きないように未然に防ぐこと、亡くなるというところまでいかなくても、家庭環境が厳しい状況で育つ子もあり得るといいう危機感が必要であります。

また、貧困と虐待に相関があるということが知られています。虐待がどうい

家庭で、どういう状況で発生するかを理解し、それを防ぐ仕組みを強化していかなければなりません。

そこで、まずは平成28年度児童福祉法等改正において、児童虐待防止は都道府県のみならず市町村の責務であることが法律上明記されたことを踏まえ、尾鷲市における児童虐待防止対策とその進捗状況についてお聞かせください。

壇上からは以上でございます。

議長（瀨中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 内山議員の児童虐待に関する御質問にお答えさせていただきます。

昨年3月に、東京都目黒区で起こった5歳女児が父母からの虐待による死亡事件、本年1月に、千葉県野田市に起こった10歳女児が父母からの虐待による死亡事件、また、今月には、北海道札幌市で起こった2歳女児への虐待による死亡事件など、児童虐待による被害を受けた子供たちの非常に痛ましいニュースが連日のように報道されております。

県におきましては、先日、昨年度における県内の児童相談所に通告等があった児童虐待の相談対応件数が過去最多の2,074件となり、前年に比べ404件、率にして約24%増加と公表されております。

この増加の背景といたしましては、東京都目黒区の事件や千葉県野田市における虐待死亡事件が大きく報道されたことや、関係機関との連携強化が進んだこと、また、社会全体として児童虐待に対する関心の高まりにより、積極的な通告が行われたことが要因であると分析されております。

本市におきましても、昨年度に児童虐待として取り扱った事例の中には、関係機関との調整や家族等との話し合いにより終結したものや、関係機関との連携による情報の共有化など、引き続き状況確認の細心の注意を払っているケースもあります。

児童虐待防止に関する市町村の責務といたしましては、基礎的な地方公共団体として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、身近な場所における支援業務を適切に行うことと児童福祉法に規定されております。

このことから、本市におきましては、昨年度の機構改革により子供福祉に特化した子育て支援係を尾鷲市福祉保健センターに配置し、健康づくり係とともに子育て支援のワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターを開設いたしま

した。

本センターでは、児童家庭に関する相談や、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制や必要な情報提供など身近な場所による継続的な支援を行っており、また、児童虐待を発見した際の相談通告窓口として、児童相談所等に対応しております。

市は、児童の身近な場所での継続的な支援を行う機関であり、児童相談所は、一時保護や施設入所等の措置など専門的な知識、技術を要する支援、広域的な対応を要する支援を行う機関と役割が分かれているため、常に情報を共有するなど連携を図り、児童や保護者の対応及び支援に当たっております。

また、児童福祉法に基づき、保護や支援が必要な児童等への適切な支援を図るため、平成19年度に要保護児童対策地域協議会が発足しております。この協議会は、警察を初め、学校、医療機関及び児童福祉に関連する職務に従事する関係者で構成されており、多くの関係機関が地域の力を活用し、必要な支援を展開できるネットワークを形成しております。

本市といたしましても、市と児童相談所の二つの相談機関とともに、児童虐待の相談体制として位置づけており、代表者会議、実務者会議、そしてケーススタディーを検証する個別ケース検討会議を頻繁に開催することにより、児童虐待の早期発見、適切な保護や支援に対応しているところであります。

以上、御質問に対する御回答をさせていただきました。以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 答弁、ありがとうございます。

全国では、子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改め、警察から面前DV通告について一律に児童相談所へ通告されるルールを見直し、ケースに応じて県と市が役割分担できる仕組みとすることなど、児童相談所と市の役割分担をさらに明確にするとともに、関係機関と協働する取り組みをお願い申し上げます。

例えばそういった通告のある家庭の転出、転居の際、引き継ぎなど対応はできているのでしょうか。事例があれば、よろしく申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） さきの東京都目黒区の事件、あるいは千葉県野田市の事件におきましても、虐待ケースとして支援した児童が他県に転出した、その後に、死亡に至る事件となっております。転出や転居によるケースの引き継ぎや切れ目の



ない対応が重要であると認識しております。

平成16年、児童虐待防止法が改正により、国及び県、国及び地方公共団体の責務として関係省庁相互間、その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化ということがうたわれておりますが、法律上明記されておりました、児童虐待等の支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき転出先の市町村に通告し、ケースを移管することになっていることから、本市においても移管先の市町村との連携を図っておるところでございます。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 2番、内山議員。

2番（内山将文議員） おっしゃるとおり、市町村ごとの連携が大切となりますので、さらなる連携強化をお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化についてという内容ですが、まず、虐待から子供を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関、民間団体等が協同し、孤立している子育て家庭全体を支援することが必要です。

三重県では、平成30年8月、三重県市長会、三重県町村会及び三重県警察本部と児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定が締結されています。こういった連携を遺憾なく発揮し、子供を見守る現場である保育園や幼稚園、学校とも情報共有の強化を図ることが重要であります。

日中、毎日子供の様子を見てくださっている先生方は、いち早くその変化に気づくことができますので、かけがえのない存在であります。そんな先生方の働き方改革を進める上でも、いじめ対策と同様、学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、適切な司法の関与、対応するスクールロイヤーの配置、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制の強化を願いたいと思います。

このことについて、教育長のお考えをお聞かせください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（二村直司君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

まず、児童虐待への対応については、これまでの制度改正や関係機関の体制強化などによって充実が図られてきておりますが、相変わらず深刻な児童虐待は後を絶つことがありません。家庭で起こる児童虐待に対して、学校が直接介入するというのは非常に難しい部分もあるわけでございますけれども、子供の様子の変

化や虐待のサインをいち早く察知できるのも、これまた学校でございます。

そこで、全ての教職員が児童虐待の防止等に関する法律の早期発見の努力義務、通告の義務、このことの趣旨を理解して、そして、子供の様子がいつもと違う、何か不自然だといったサインを見逃すことのないように、とにかく早期発見に努める、それを教職員には指示しておりますし、毎朝の子供たちの観察において、とにかく異変をすぐにキャッチせよと、そして異変を感じた場合には、どうしたの、大丈夫などというふうに声をかけて子供の話を聞く、そういったコミュニケーションをとると同時に、虐待の疑いがないかを様子を見ながら見きわめるように、そういうふうに指示徹底しております。現場でも、そういうふうに日ごろ努めていてくれております。

教職員は、日常的に子供たちと接する時間が長く、そして誰よりも虐待を発見しやすい立場でございますので、毎日の子供の観察については、とにかく休み時間を含めて丁寧に見ていただきたいなということで対応をしております。

さらに、子供の虐待、子供を虐待から守るために、三重県の教育委員会が作成したリストがございます。この気づきリストをもとにして、子供の体にあらわれる様子、あざがあるとか、そういったことも含めて、また、子供の行動、休み時間にどうも八つ当たりの動いているとか、それまた、そして必要によって家庭訪問によって、保護者の様子をチェックさせていただく、そういう取り組みをしながら、生徒指導の担当を中心にして管理職、それから養護教諭、またスクールカウンセラーとも情報共有しております。

時には、福祉分野に強いスクールソーシャルワーカーにも相談をして、そして疑わしきは通告するというふうな姿勢で早期発見に取り組んでいるのが現状でございます。

学校や教育委員会の何よりもの使命は、子供の安全安心の確保でございます。県教育委員会の御支援をいただきながら、スクールロイヤー、またスクールソーシャルワーカー、また警察OBの方々の力を十分に活用できるように、連絡を密にして条件整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 答弁、ありがとうございます。

また、名古屋市では、全国に先駆けて市立中学にスクールカウンセラーを配置して、5年が経過しました。名古屋市がまとめた5年間の相談件数は延べ6万4,000件を超え、相談内容は、多い順に不登校、家庭問題、虐待、いじめ問題で、

特に虐待相談件数は、前年度比2倍超の487件であったということです。

各校のスクールカウンセラーは、社会福祉士や警察OBらと連携して、近隣の小学生の相談も受けるというもので、担当者のお話では、問題を未然に防ぐためにも有効である、多忙な先生方にかわり、早期に対応できるなどと力強い意見を述べられております。

配置するに当たり専門家からは、国は財政面や人材育成面など構造的な問題を解決すべきだと、こういう指摘もあることから、今後の動向を注視しながら尾鷲市としても十分考慮をいただきたく思います。

では、次の質問です。

虐待防止のための情報共有、周知啓発についてですが、ここまでは行政と関係機関との対策についてでしたが、これからは地域での取り組みについて述べさせていただきます。

ではまず、提案させていただく三つのアクションの実施を説明いたします。

これは子供の貧困問題に取り組むNPO法人の代表らで構成される「なくそう！子どもの虐待プロジェクト」が出したもので、三つのアクションとは、1、地域全体で子育てに取り組むという意識を持つ。2、子供に笑顔で声をかけ、温かく見守る。3、児童相談所への全国共済ダイヤル189、いち早くを活用するというもので、いずれもすぐに取り組めるのが特徴で、近隣から孤立し、虐待が起きるリスクの高い家庭をなくしていく目的もあり、地域から児童虐待をなくするために効果的なものとされています。

この三つのアクションを広報媒体などを通じて、市民の皆様にも周知していただき、地域から児童虐待をなくそうという意識のもと、例えば尾鷲市少年センター、地域非行防止ネットワーク、オツwaseふれ愛隊、各種スポーツ団体、スクールガードさん、地域を回る営業事業者さんなどさまざまな団体との連携があれば、力強いものとなることが予想されます。

この提案について、加藤市長、いかがでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど内山議員からの御質問に対しまして、まず、本市においては児童虐待防止啓発活動といたしまして、まず、国が位置づけております児童虐待防止推進月間である毎年11月に、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的に啓発活動をまず行っているということで、昨年度は、広報1

1月号、あるいはホームページへの掲載をいたしました。

そして、尾鷲市社会福祉保健センター、ここの1階ロビーにおきまして、児童虐待防止を呼びかける標語をオレンジの短冊に書いたツリーの設置とか、あるいは児童虐待防止を呼びかけるオレンジリボンの配布を行ったということを実施してまいりました。

議員おっしゃるとおり、御提案のとおり、児童虐待の防止を推進するためには、まずもって地域全体で子育てに取り組む、こういう意識を持つことが大変重要であると私も考えております。児童虐待というものは一つの原因で発生するわけではなくって、さまざまな要因が幾つか関連して起こることが多くあります。その異変に周りがどれだけいち早く気づき、そして相談や支援を行うことによって未然に防ぐことが可能であると考えております。

虐待対応は子供を守ることであり、虐待に至らざるを得ないほど追い込まれた親を守ることにもつながること、こういうことからさまざまな団体などの地域の力を生かした支援を行う必要があると、同じように私も考えております。

そういった昨今の児童虐待の事件から社会の関心も虐待通告も増加していることは、先ほど数字であらわしたとおりでございます。通告は親子を支援するためのものであって、親を犯罪者にするためのものではないことを十分に周知して、子供は地域全体で見守っていくんだという、そういう考え方のもと、さまざまな団体の皆さんと連携を図るとともに、市や児童相談所及び全国共通ダイヤル189、いち早く、これを活用していただき、子供の命、子供の権利を守る取り組みに努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） ありがとうございます。

これは私のふだん水泳指導者としての一つの例なんですけど、ふだん指導しているときには、やっぱり水着一つで練習しているわけですけど、例えばすり傷とか、打ってあざがあつたりとか、そういうのをすぐに変化を見つけることができるんですが、そういったコミュニケーションの中での気づき、これが見守りの一つであると私も考えておりますので、そこにこの連携という意識を持つことにより、地域での情報共有につながると思います。

また、全国規模での児童相談所であらゆるケースを情報共有できるITシステムの導入も推進が検討されていますので、市としてもさまざまな機関と連携する

ことにより、日本全体での対策強化につながることを期待されます。

では、次の質問です。

児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携強化についてですが、児童虐待がDVと関連していることも少なくないことから、DV被害者の保護に向け、婦人相談所、児童相談所との連携協力のさらなる強化が必要となります。

児童虐待死の約6割はゼロ歳児であることから、特に乳幼児虐待を予防することが重要であり、若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる窓口の活用を促進し、特定妊婦を早期に支援につなげる取り組みを進めること、医療、福祉との連携を図ることも必要です。

例えば婦人相談所のスタッフの方にお聞きしたお話ですが、悩みを持った女性は相談所があることを知っていても、なかなかその一歩を踏み出すことができず、相談所を訪れたとしてもその扉を開く勇気がない方も多いといいます。

尾鷲市の福祉体制は進んでいますが、さらなる推進を期待いたします。つまり日本版ネウボラの設置推進です。フィンランド語で助言の場を意味するネウボラは、子育てに関する相談にワンストップで応じる仕組みであります。悩みを抱える前に、話ができる場所、聞いてくれる場所、話がなくても気兼ねなく行ける場所、ママ友たちで憩える場所、そんな壁のない場所が子育てしやすいまち、安心安全なまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

加藤市長、思いは同じだと思いますので、最後に答弁、よろしく願いいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの考え方、まさしくそのとおりだと思います。だから、それだったらネウボラの設置推進という、こういう話があるんですけども、私としてはどういう考え方を持っているのか、順を追って御説明させていただきたいと思うんですけども。

まず、本市においては、母子保健施設と施策、母子保健に対するその施策、そして子育て支援施策、これを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や、先ほども御指摘ございました、そういう相談や支援をワンストップで切れ目なく支援する日本版のネウボラである子育て世代包括支援センターを、昨年度、尾鷲市福祉保健センターに設置いたしました。これで一応今のところ活動を行っているというところでございます。

しかし、本支援センターにおきましては、中身といたしましては、母子手帳の

交付とか、妊娠、乳幼児の健診とか、赤ちゃんへの全戸訪問、あるいは子供家庭相談や子供に関する福祉の手続等を行っており、子育て世代の相談窓口として認知はされてきております。

一方、国の動きとしましては、先ほどの形の方向性は同じだと思うんですけども、要するに説明に関しましては、東京都目黒区の事件を受けて、昨年6月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議、これが開催されておりまして、児童虐待防止対策体制の総合強化プランが決定されたというところでございます。

このプランには、市町村の児童虐待防止対策体制の強化を図るため、2022年度までを目標とする子ども家庭総合支援拠点の設置が盛り込まれている。要はその総合支援拠点なんですね。要はこれが、要するに2022年までを目標として設置するよう指示があったと。

子ども家庭総合支援拠点というのは、子供とその家庭、妊産婦等を対象として地域の実情の把握、子供等に関する相談全般からより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等によって継続的な支援業務までを行う機能を持つ拠点であります。

そういった中で、子ども家庭総合支援拠点は、現在の行われている子育て世代包括支援センターとの一体的な設置も可能とされているところから、子育て世代の包括支援センターのこの基盤を生かしながら、保護や支援を必要な子供の増加や多様な相談へのきめ細かな対応に向けて、より効果的な取り組みを実施できる仕組みを構築していく必要があると考えております。

いずれにしても、今後、子供やその保護者にとって安全安心なまちづくり、子育てしやすいまちづくり、これを推進していくために児童相談所、警察等関係機関とも綿密に連携をしながら、尾鷲に住む子供たちが健やかに成長できる体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、御回答申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） ありがとうございます。

私からも最後に、昨年9月に発議第8号として、賛成者、小川公明議員、上岡雄児議員とともに、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を国に対し提出させていただきましたが、いまだに耳を疑うような痛ましい事件が頻りに報道されております。

このことはよその町のことだと軽視することなく、日本の問題として真摯に受けとめ、強化対策に努めることが子供の命を守ることにつながると強く主張した

いと思います。

したがって、これをもとに国に対して二度目となる児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を新たに提出したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（濱中佳芳子議員） 答弁、よろしいですか。

2番（内山將文議員） はい。

議長（濱中佳芳子議員） ここで休憩いたします。再開は13時10分からといたします。

〔休憩 午前11時37分〕

〔再開 午後 1時10分〕

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） まず初めに、昨年7月23日夜、BS某番組で、菅義偉官房長官の猛暑に関する学校のエアコン設置について、緊急の課題だ、特にクーラーなどが設置できていない小中学校は早急に対応しなければならないと述べ、全国の小中学校のエアコン設置のための財政補助を検討する考えを示されました。

この一声において、まさに天の声、有言実行で文部科学省の小中学校の熱中症対策であるエアコン設置事業が動き出し、間髪入れず国の補助事業要綱がまとめられ、本市においても執行部の速やかな判断と決定により、平成30年度繰越空調設備設置事業として着手され、全ての幼小中学校の空調設備、エアコンはもうすぐ完成となります。このことにより、幼小中学校の熱中症対策が向上するとともに、高温多湿の時期においても快適な教室が確保されました。大変喜ばしい限りであります。

教育委員会では、市政報告の中で既に空調設備運用指針を策定したとのございますが、各学校において、環境に合わせた機器の有効活用の周知を望むものであります。

今回の一般質問は、学校教育についてであります。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

文部科学省は、小学校学習指導要領の改訂を行い、令和2年度から全面的に実施することとしております。改訂に込められた思いは、学校で学んだことが子供

たちの生きる力となって、あすに、そしてその先の人生につながってほしい。これからの社会がどんなに変化しても、予測困難な時代になってもみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、判断して行動し、それぞれに思いを描く幸せを実現してほしい。そして、明るい未来をともにつくっていきたくいと述べられております。

学習指導要領とは、全国でも一定の水準の教育を受けられるようにするため、児童・生徒に教えなくてはならない最低限の学習内容を示した教育課程の基準であり、学校教育法に基づき、約10年ごとに改訂されるとされております。

この新学習指導要領等を念頭に、本市の小中学校の学力の向上と子供たちが生きる力を学び、どんな困難な事柄でもみずから考え行動し、解決していくことができることを願って、幾つかの課題について質問をいたします。

まず、今回の改訂の基本的な考え方は、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り開くための資質、能力とは何かを社会と共有し、連携する社会に開かれた教育課程を重視すること、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、確かな学力を育成することとし、知・徳・体にわたる生きる力を子供たちに育むために、何のために学ぶのかという各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を、一つ、知識及び技能、二つ、思考力、判断力、表現力等、三つ、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したとされております。

さて、市長には、学校教育の現状と将来本市を担う子供たちの学校教育のあり方についての考えをお示しください。また、教育長には、平成24年10月11日に教育長に就任され、2期7年が経過しようとしております。教育長のこれまでの学校教育の成果と、新学習指導要領に伴う取り組み方についてお聞きをします。具体的には、教育長が特に力を注ぎ進めてきた方向性と成果、今後の取り組み課題など、あるべき姿と夢をお答えいただきたい。

壇上からは以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） まず、冒頭に議員からお話しのございました学校のエアコン設置につきまして、当初、本市では、本年度より小学校低学年を対象に随時実施し、3年間での設置計画を考えておりました折、先ほどのお話のございました、まさ



しく天の声と申しますか、国からの財政補助のもと、計画の前倒しで間もなく完成する運びとなりました。子供たちが安全安心に教育を受けられるための一つの大きな課題を解決し、一応の環境整備が整ったと考えております。計画推進に当たりましては、議員の皆様からの力強いお言葉や御協力をいただきましたことをまずもって御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議員の御質問の学校教育の現状と今後の学校教育のあり方についてお答え申し上げます。

私は就任以来、地域の宝である子供たちが地域や家庭、学校において大事にされているんだという存在感、これをそれぞれが自覚できるよう子供たちをしっかりと守り育てることを目指してまいりました。

私自身、どの子供を見てもやる気のない子供はいない、要はやり方がわからないだけである、そのように感じております。そういう思いから、尾鷲市教育ビジョンにある競争、教育、共感の理念のもと、自然環境やコミュニティの豊かさを生かした地域が一体となった教育の推進力に力を入れてまいりました。

市内の学校では、ふるさと教育や津波防災教育などを通して、尾鷲に誇りを持ち、ふるさとを愛する子、みずから学び、みずから考える子、健康でたくましく生き抜く子、人と協働してできる子といった、そういう子供たちを育成するために、家庭や地域のお力添えをいただきながら取り組みを進めております。

一方で、情報端末の発達によるさまざまな弊害を初め、家庭の孤立化によるつながりの欠如、安全安心が脅かされるような事件が多発するなど、子供たちを取り巻く環境も急速に変化し、問題が複雑化、多様化している状況にあります。

その問題を解決するためには、まず、家庭、地域との連携をより一層強化することや、子供一人一人への細やかな配慮と対応が必要となってまいります。子供たちはこれから成長していく中で、さまざまな課題と向き合い、考え、悩み、決断しなければならない場面に必ず出くわすわけでございます。そのとき、諦めずに課題を解決するために、みずから考えて行動する力や仲間と協力してよりよい方策を見出す力、これが必要となります。

本市で学ぶ子供たちが、これからの時代にあって社会を築いていくとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくために必要な知・徳・体を総合した生きる力が育つよう、私はこれまで以上に学校、家庭、地域が一体となって教育を進めていかなければならないと考えております。

以上、壇上からの私の回答とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（二村直司君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

私は、就任に当たって尾鷲の子供たちが安全安心に育ち、ふるさと尾鷲を好きになり、誇りと希望を持つことができるよう保幼小中高の学びの連続性のある尾鷲市18年教育を展望いたしました。中でも、津波防災教育とふるさと教育を柱にして、生きる力、生き抜く力を育んでいこうというふうに決意した次第でございます。いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフの地震津波災害に備えて、まず防災教育において率先避難を徹底いたしました。

ちょうど平成28年の11月15日、尾鷲中学校において、尾鷲市の防災フェアが行われました。その際、午前11時48分ごろ、和歌山県南部を震源域とする地震が発生しました。本市でも震度4の強い揺れを観測したわけですが、このとき、尾鷲中学校、矢浜小学校の児童・生徒は、率先して避難を行い、その自立した姿に災害から生き抜く力が着実に育まれているなというふうに実感した次第でございます。こうした経験をした子供たちは、やがて高校生になって地域の防災ボランティアとして活躍してくれることが期待されております。

また、ふるさと教育につきましては、先ほど市長のお話にもありましたが、保護者、地域の方々の協力のもと、多様で本当に豊かな体験活動が展開されております。成果を尾鷲のおわせっこ共育フェスティバルで発表し、学びや感動を共有しておる次第でございます。

こうした地域での体験活動は、子供たちに元気を与えるだけじゃなしに、地域の方々のつながりを再生し、また、生きがいの向上につながっておるのではないかというふうに考えております。

ちょうど昨年実施したふるさと教育のアンケートでは、学校は楽しいと答えた子供が、小学校で89%、中学校では96%を超えました。授業はよくわかるという子供たちは、小学校で90.8%、中学校で90.8%でございます。そして、住んでいる地域が好きというふうに答えた子が、小学校で89%、中学校では何と92%となっております。

こうした学校への満足度、また協働しながら学ぶ意識、随分向上してきていると判断できますし、何よりも尾鷲を好きになり、誇りを持っている子がふえてきております。こうした学びの体験が「尾鷲高校まちいく」の取り組みなどにつながって、地域の現状を把握して、課題を探っていく深い学びとなるよう、高校との連携も強めていかなければいけないなというふうに考えている次第でございます。

す。

学力につきましては、これまでも何度か報告をさせてもらっておりますが、任期の前半4年間は上昇傾向にあつて、国語や数学、算数等で全国平均を超えたこともございまして、差も随分縮まっておりますが、この2年間は少し課題が生じました。教職員の世代の交代の影響もあつて、学習指導、生徒指導がうまく継承ができていなかった点が、一つの大きな点だというふうに考えております。特に課題としては、家庭学習、家でのスマホのゲームの時間、そういうようなものが多いといったことが出ております。

しかしながら、一昨年、この2学期以降、市内全小中学校で授業改善に力を入れて、全国平均に近づき、超えることができるよう取り組みを進めてまいりました。今回、自己採点をいち早く実施させまして、そのデータを見る限り、成果が確認できております。

また、体力面につきましては、これは尾鷲の子供たちは率先避難の中で鍛えられた力もあつて、全国平均、県平均よりもすぐ上回っておる次第でございます。

トータルして考えてみますと、知・徳・体の三つの中で、学力にやや一部課題はあるものの、全体として生きる力、生き抜く力については育ってきているのではないかというふうに私は捉えております。

これから学習指導要領の改訂に伴つて、保幼小、小中、中高の学びの連携、接続というのが課題になってまいります。前の段階での教育が次の段階で生かされるよう連続性があること、その意味でも、先ほど申しました尾鷲市18年教育の確立というのが重要ではないかというふうに考えております。

保幼小中高の連携が強化されることによって、それぞれの段階に身につけた力が連続性のある学びの中でより確かなものになるだろうと。そして、地域の方々の協力も得て、それが実践的に育まれていけば、やがて尾鷲の活性化、再生につながるものというふうに期待しております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。全体像が市長、教育長の答弁でわかりました。

市長からは、やる気がないのではなく、やり方がわからない。地域が一体となつて教育を進めると。まさに私もこれは同感でございます。市長には、今後も子供たちの学力の向上の施策や環境整備にぜひ力を注いでいただきたい。学校環境整備については、また後ほど触れたいと思います。

教育長には答弁の中で、学びの連続性、尾鷲市の18年教育、ふるさと教育の共育フェスティバル、安心安全の防災教育を進めてきたということでございますが、特に共育フェスティバルについては、私も体験をさせていただいて感動したことを覚えております。

ただ、辛口で言えば、学力とスポーツについては、教育長には、私たちの小中学校の学力とスポーツともこの東紀州一となるよう大きな夢を持っていただいて、これからも取り組んでいただきたいと。またそのことが高等教育の向上につながると、私はそのように思います。夢を持つということは現実になるよう進めること、これが大切であると私は思っております。

次に進みます。

平成が本年4月30日で終わり、5月1日から令和元年となりました。平成のわずか30年の間に、学校ではゆとり教育からPISA、経済協力開発機構による国際学習到達度調査ショックを経て、再び教育内容の充実と左右に揺れました。そして、総合的な学習の時間、総合学習が生まれたと。ゆとり教育も総合学習もそれぞれの利点があるように思われますが、また、総合学習が新学習指導要領の基盤になったと指摘する教授もみえます。

このように、短期間の中で教育の基本が大きく変わることについての教育長の考えと総合学習の今後のあり方を、若干でいいですからお聞かせください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、短期間で教育の基本が大きく変わることは、現場にとっては戸惑いと混乱が生じるのは現実でございます。

ただ、教育には不易の部分と流行の部分がありまして、いわゆる不易の部分というのは、豊かな人間性とか、また、その国の歴史や伝統文化を学び、大切にすることを心がけてございます。流行につきましては、昨今言われておるICT教育とか、いわゆるプログラミング教育、グローバル教育、時代の変化とともにその要請に応じていくものであるというふうに捉えておりますが、この国の教育の方向性を指し示す学習指導要領、10年に1回見直されるわけですが、実は、そのたびに教育現場は少なからず混乱してまいりました。どちらかといえば、流行によりやや振り回されてきた感があるなというふうに思っております。

これからの時代については、当然流行的な側面は取り入れながらも、やはり一番根本になる人の心等を大事にした不易の教育こそが、教育本来の役割を担っていくものだろうというふうに考えておりますし、総合的な学習の時間については、

本市ではふるさと教育を通して地域に愛着を持って、尾鷲はいい町だと思い、もっといい町になっていくにはどうしたらいいだろうというふうに課題を解決していく能力、またコミュニケーション能力を育てながら取り組んでまいりました。

ですから、この総合的な学習の時間が求めてきたことは、まさに今新しい学習指導要領でいわれている体験型、課題解決型の学習を進める原動力でございますので、生きる力、生き抜く力を育てていく上からも、私はこの総合的な学習の時間の考え方というのは底辺に流しながら生かしていきたいなというふうに考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 昔を思い起こせば、私は、そもそも総合学習の考え方があったようには思います。それで、素人の考えでございますが、ゆとり教育の中に総合学習のあり方が確立されればいいのではと、私はそのように思います。これは私の思いですので、よろしくお願いします。

次に、来年度から開始される新小学校学習指導要領は、総則編解説、各教科解説でも相当なボリュームであります。幼稚園を含む各学校の校長、教頭、教師に、この指導要領をどのような方法で理解を深めていただくのか、学校調整監、お答えください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育総務課学校教育担当調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（大川太君） それでは、御説明させていただきます。

小学校の新学習指導要領につきましては、平成29年3月に告示されて以来、教員それぞれに指導要領を配付させていただきました。あわせて、各学校に各教科の解説書、そういうものも備えて校長会、教頭会で、校内研修、学校の現場での研修こそが一番身になる場ということで、そういう場を活用するようにということで校長会、教頭会で指示をしてまいりました。

また、県の教育委員会の主催でも、内容に関する周知及び研修会が実施されておりまして、3年間で全ての教員がその研修を受けるということで、そちらのほうも受講しております。

そのほか、文部科学省によるいろいろなリーフレット、あるいはインターネットのウェブサイトでのネット上での研修、そういうことも各学校へ周知して、いろんな機会を持って触れて、中身について理解するようにということで周知をしてまいりました。

今議員さんがおっしゃったとおり、内容は相当なボリュームがございます。全てを読んで、全てを頭の中に入れるということはなかなか難しいことではありません。ですから、まず総則について読み深めて、全体、今回の改訂の趣旨を自分のイメージとしてきちんと捉えて、その上で各教科の中身を理解していくことが大事だと考えております。

理解を深めるためには、やっぱりそういう時間も必要です。ですから、今後、文部科学省、県教育委員会が提供している資料、そういうものを使いながら、長期休業中の自己研修、あるいは校内研修、また、今後もそういうものを活用してしくようということで、教育委員会としても指導、助言をしてまいります。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。おっしゃるとおりです。よろしく願います。

次に、小学校英語教育についてであります。

文部科学省は、2020年度から使用される小学校の英語の検定結果を公表いたしました。これ、3月26日ですね。新学習指導要領に基づく検定、5、6年生の英語の正式な教科となります。英語教科は、早期からグローバル化に対応する人材を育てることを主眼に、聞く、話すを重視した英語教育となるということでございます。正確な発音やリスニング力をつけるため、スマートフォンやタブレット端末などで音声や画像につながるQRコードが掲載されている。これは、子供が家庭でも音声を聞いて、発音を確認できる仕組みであるとのことでございます。

英語教育が、このように話す、聞くを重視したり、リスニング力の向上を目指した早期の教科として正式に開始されますが、本市の対応は整っているのか。また、中学校教科とどのように連携、つなぎをされるのか。さらに、都市部と英語の学力差がつかないように、教える側の教師の熟度や教わる側の子供たち、児童の意識、心構えについて、例えば子供たちにとって今なぜ英語を学習しなければならないのか、このようなことをしっかりと教師が子供たちに伝えていくことが大切だろうと私は考えますが、教育長の考えをお答えください。また、英語教育の中でタブレットを活用する方向性はあるのかお聞きをいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 議員御指摘のように、やはり教育においては、学ぶ意味をし

っかりと伝えて学習に対するモチベーションを高めるということが一番基本でございます。特に英語は得意じゃないけれども会話ができたらいいなと思っている人は、世の中にもたくさんいます。また、英語を習得し使うことによって自分の世界が広がったとか、また、洋楽を聞いていて歌詞がよくわかるようになったとか、そういうふうに自分の人生を豊かなものにすることができますし、子供たちの未来の可能性もますます広げるものだというふうに思っております。

この英語の基本調査でも、特に小学校5、6年の6割が教室の外でも英語を使ってみたいというふうに答えております。英語を使ってみたいという気持ちが、やっぱり言葉を身につけるためには欠かせない、最も基本的なモチベーションであるというふうに考えておりますので、まず、英語の音声に楽しくなれ親しむ活動を通して英語に対する興味を引き出しながら、話すことを通して英語になれ、そしてコミュニケーションや言葉の学習の楽しさを積極的に体験できる学習を今現場では心がけております。

特に、2018年と2019年、2年間を移行期間として設定して授業時数をふやすこと、それから朝学習、放課後の後の短時間学習、こういうようなことを設定して、今言ったような中身で創意工夫しながら学習時間の確保に努めております。

ただ、やはり小学校で英語をするというふうになると、全てが英語科の免許を持っておるわけではございません。文科省の調査を見ましても、小学校教員の6割以上が何らかの不安を抱えておるというふうなことです。英語の指導力をどれだけ向上させられるかというところが一番課題になるかなというふうに考えています。

特に、本市では、基本的に小学校の先生であっても英語科の免許を持っておる方、これをかなりふやしております。それから、特に海外経験のある教員、留学をしたり、それから日本人学校に行ってみえたり、そういう教員も少なからず各校おりますので、そういう方の配置、それと、筑波の中央研修に教員派遣を行って、今後の英語教育の推進を担う中核的なリーダーを養成するというふうなこともあわせて行っております。

前から言っておりますように、三重大学との共同研究によって効果的な進め方も研究しておるわけですが、議員が一つ御指摘しておりました中学校とのつながりのことではありますが、文科省の小学校外国語活動実施状況調査というのがありまして、小学校では、5、6年、7割以上が英語を好きなんですね。ところが、

中学校の2年生になると、何とこれが5割まで減少して、3割が英語嫌いといったような実態でございます。

来年度からは、外国語活動が、今5、6年でやられているのが3、4年になって、小学校5、6年では教科として実施されます。特に我々としては、高学年と中学校の英語のカリキュラムの中で、話す、聞くをベースにして読む、書くといった技能をバランスよく指導して、どう伸ばしていくか、そのことに今研究の力を注いでおります。

本市における特につなぎに関しては、具体的なことを言いますと、中学校の英語科の教員が小学校の授業研究を見ることによって円滑に、こういうふうなことを中学校でもやっていけばいいなというふうな、そういう連携を図ったり、それと、小中9カ年の英語カリキュラムの開発を通して、低学年、中学年、高学年、中学校、各ステージのつなぎをいかに研究して、実践を深めるか、そういったことを今、本格的な実施に向けて準備をしております。

それから、タブレットの活用につきましては、先ほど議員もおっしゃったように、ネイティブの発音、いろいろ聞けるわけですから、英語に対する興味関心を引き出して学習効果を高めるのに有効だろうと。今言いましたようにネイティブの音声による教材の活用もできますし、また、教室内、他地域、海外との交流学习も可能です。また、効果的なプレゼンテーションもできますので、いわゆる表現活動というのがかなり質が向上するだろうというふうに期待しております。

また、新学習指導要領におきましても、学習の基盤として育成すべき資質、能力の一つとして、情報活用能力が挙げられております。そういった点で、今後、ICT環境を整備して、それを活用した学習活動の充実を図ることを、そういったことが示されておりますので、英語教育に限らずにタブレット等の整備は重要であるというふうに考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。

中学校になると3割が英語嫌い、私もその中に入っておったと思うんですけど、教師と子供たちの英語を学習する意識が最も私は重要ではないかと。また、効率のよい英語教育はどうあるべきか、素朴に考えさせられます。ぜひタブレット導入についても検討いただきたいんですけど。

実は、ここでちょっとお話ししたいんですけど、総務省は、平成22年度から平成25年度、4年間をかけて、全国の小中学校等20校で一人1台のタブレッ



ト端末を試験的に配付しまして、効果の検証を進めてきたと。その結果、推進をしていくという結論になっています。それがデジタル教科書、タブレットと電子黒板を使ったデジタル教科書ということでございます。

この中に書かれておるのは、国は、20年度以降、本格的に普及させたい考えであるというの、来年ですね。財政的な問題もございますので、そういう時期が早い時期に必ず来ます。ぜひ今から検討を進めていただきたいと。

これ以上言うと、ICTが、上岡さんが言いますので、ここでタブレットはやめます。それは僕の要望ということで終わりますので。

次に、ミドルリーダーについてでございます。

まず、教育管内、また市内の小学校、中学校の教師の年齢構成、平均年齢、それから、わかれば三重県全体の教師年齢構成との比較、新規採用から教職経験5年目までの若手教員の割合について、調整監、お聞きいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 教育担当調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（大川太君） 御説明いたします。

まず、尾鷲市内の小学校教師の年齢構成ですけれども、平均が37歳、その内訳は、20代が33%、30代、26%、40代、19%、50代が21%となっております。また、中学校におきましては、平均38歳、その内訳は、20代、39%、30代、22%、40代、22%、50代、17%となっております。

これには管理職を入れておりませんので、管理職が入ってきますと50代の割合がぐっと伸びてきますので、尾鷲市だけではなく紀北町と合わせても、20代の若手教員の割合が高くなっており、また、30代、40代の割合が低い状況というのが今の状況です。

一方、三重県全体として平均年齢としては、小学校で41、中学校が42歳となっております。尾鷲市よりは少々高い年齢とはなっております。

先ほどの質問にありました尾鷲市の新規採用5年目までの教員なんですけれども、小学校で30%です。それから中学校では50%となっております。ですから、中学校ではもう半分の教諭が本当に5年目までの若手で占められているという状況です。

今後なんですけれども、児童・生徒の減少によって学級数が減ったり、あるいは統廃合ということで職員数は減少する状況というのがありますけれども、また、その中から今度退職者も毎年何名か出てきます。その割合で、新規採用者が尾鷲市、紀北町のほうに毎年何名かずつ配置されるという傾向は今後も変わらないと

予想されます。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 予測したとおり、20代、30代の先生方が約60%を占めると。ちなみに、市職員の平均年齢は41.1歳でございます。

団塊世代の大量退職を受けて、若い世代の大量採用がふえている。また、極端に中堅教員が不足するなど、学校の年齢構成のバランスがいびつになっている。日本の教員の場合、その資質、能力の向上は養成段階よりも採用後、学校現場の実践の中で、先輩教員から新人教員へと知識、技能の伝承を行われてきたと。今後、中堅教員の不足により、それが困難になることが予想されております。

若手教員は力量や経験が不足し、組織的、計画的な育成システムが不十分なことで多く悩みを抱えていると。人が余裕のないときこそ知恵を出し合う必要があり、組織内のコミュニケーションのあり方を少しずつ見直していくしかないと某新聞の学校を変える100の視点で東京学芸大学教育学部准教授が述べておられます。

また、文部科学省のマネジメント研修のモデルカリキュラムでは、ミドルリーダーは学校組織のキーパーソンとして、主任や学年部会のリーダーと重なる場合もあれば、教職員の仕事上の課題達成に必要な専門的な知識、技術、あるいは情報を持っていると。また、他の教職員の仕事や私生活の悩み事の相談に積極的に応じているベテランなどと述べております。

このように、団塊の世代の大量退職に伴い、若手職員が増加傾向にある学校現場において、学校単位でのミドルリーダーの必要性と本市の考え方についてお聞かせをください。また、若手教師の学校内でのコミュニケーション能力と保護者等のコミュニケーション能力について、どのように感じているか、教育長、お答えをください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、今お話にあったように、全国的に教員の年齢や経験年数の不均衡というのが生じております。三重県でも、特に平成13年から15年ぐらいまでは、小学校での採用人数が41人とか39人とか、そういったような数でございます。中学校で26人、26人といったような状態ですので、今言いましたように、40代の前半が非常に層が薄くなっているのは県下全体の状況となっております。

そんな中で、国は、2016年の11月に、教育公務員特例法の一部を改正しました。これは、これまでミドルリーダーになっていく教職10年経験者研修を実は改めて、中堅教員がミドルリーダーとして指導力を発揮できるよう、中堅教諭等資質向上研修を創設しました。

これによって、教職ちょうど10年目で区切ったときに、その学校にその年代の教員がいない場合もあります。だけれども、若手で随分力がある教員もございますので、そういった点で、将来を担える若手中堅教員を育てていくことが可能となっております。

本市のように40代前半の教員が少ない状況下では、若手教員を育成する体制の構築に向けては、まず何といても教頭が校長の指導のもと、若手教員の育成を図る組織的、計画的な、全校的な体制をつくって、どれだけコーディネートできるか、その役割を果たしていくことが非常に重要となっております。

特に、若手教員のニーズに応じて実践の悩みなんかを聞いたり、その際に、ミドル教員を位置づけたり、それから、再任用の教員の力をおかりして話す場を設定したり、いろいろな有効な方法を工夫しております。

それと、やはりメンタル面、ここのカバーも非常に必要ですので、若手教員の精神面を支える体制も重要でありますので、職員室内で積極的に話しかけ、悩みに応じたりしてもらっております。

今年度、尾鷲市小学校に指導教諭を1名配置しました。47名なんですけど、非常にベテランです。そこを拠点にして、ミドルリーダー層の薄い、そういう学校へ支援に当たれるような、そういう体制も構築させてもらっております。

次に、若手教員や保護者のコミュニケーション能力についてでございますけれども、管理職にどうって尋ねてみますと、若手教員は教育に対する志は非常に高いものの、教育はこうあるべきだという理念が先行しがちで、なかなか柔軟な考え方に対応しにくい弱さがあると。ですから、マニュアルには強いですが、そういった柔軟性にやや欠ける部分があるので、学ぼうとする姿勢とか、保護者の意見を継承する姿勢とか、また、同僚、子供、保護者に接してもっと経験を積んでいくということが重要だろうというふうに考えておりますし、保護者に関しましては、随分これまでと違って、学校と協働して我が子の子育てに責任を負う保護者というふうな立場ではなくって、我が子と一体化してしまって学校にいろいろな要望をしてみえる親がふえております。

そういったことの中で、なかなか解決に向かわないというようなことが少なく

ございません。この現象を見てみますと、社会構造の変化の中で地域におけるつながりが随分弱くなって、その分メディアの情報があふれている、そういった子育てを見ながら、生きた子育て情報が獲得できずに、一人孤立しながら我が子と向き合っていて悩んでいる。そして、子育てに対して自分が責任を持たざるを得ない。

そういう状況の中で、我が子に対する小さな問題点を指摘されたときに、いわゆる過剰な反応を示してしまって身構えてしまうなどといった、そういうふうな傾向も感じております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 指導教諭を配置して、その方向でやっているというお話ですが、再度、私のほうからも説明をさせていただきたいんですけど、学校組織マネジメント研修では、ミドルリーダーに期待される行動として、一つ、年度の計画に加えて、中長期的な学校特有のビジョンを持つ。二つ、同僚の教職員と仕事に関するコミュニケーションを積極的にとる。三つ目、みずからの教育指導ノウハウをオープンにし、若手を育てる。四つ、教職員以外のネットワークを持つなど若手教員の資質能力の向上を図るために、組織の中核を担うミドルリーダーの果たす役割が大きいと述べております。

一方、中央教育審議会答申では、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてを見ると、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子供たちにとって、我が国や社会にとってあってはならない。持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師が我が国の学校教育の蓄積を受け継ぎ、授業を改善するための時間を確保できるようにするための学校における働き方改革が急務である。

また、学校の組織運営体制のあり方では、教師間で密な情報交換を行い、対話や議論がしやすい風通しのよい組織づくりを進めながら、校長や副校長、教頭に加え、主幹教諭、指導教員、事務職員等のミドルリーダーがそれぞれのリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進する必要がある。若手の教師が自信を持って生き生きと教育活動に当たることができるようにするためにも、管理職よりも教師に距離が近いミドルリーダーが中心となって、若手の教師を支援、指導できるような環境整備する必要があると記述をされております。

この答申にあるように、教育現場での働き方改革とともに、ミドルリーダーの

育成と若手教員の資質の向上にぜひ力を注いでいただきたい、このように思います。

ちょっと時間も迫ってきましたので、全国学力・学習状況調査の結果と今後の取り組みについて、若干質問をいたします。

市の結果の分析では、教科ごとの強み、弱みが細部にわたり記述され、今後の指導改善のポイントが示されました。市教育委員会及び学校における今後の取り組みとして、市全体としての成果と課題について共通理解を図るとともに、紀州教育支援事務所と連携し、学力向上の方策について検討します。また、各学校の実践交流を行い、教職員の授業力、実践力の向上を図ります。学びのサポーターの配置を継続し、個々に応じた指導の充実を図りますとまとめられておりますが、検討された具体的な方策や各課題の教育現場での今後の取り組みについて、簡単に御説明ください。

議長（濱中佳芳子議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、具体的な方策の第一としましては、昨年、一昨年の結果にあらわれた各学校の課題を踏まえて、それぞれの子供の強み、弱みをどういうふうに捉えて伸ばし、また克服するかというふうなこと、そして、一人一人の習熟度に応じたきめ細かな授業づくりを目指す、そういう授業改善に力を入れております。

課題となっております家庭学習の習慣化、その割合が高いために授業での振り返りの場をふやしたり、また、県教委から出されているワークシートを使って放課後学習や朝ドリルを実施して、家庭学習へつなげた取り組みも行っております。

一方で、教員の世代交代によってベテラン教員、ミドル教員が減少しておりますので、県の紀州教育支援事務所と連携して、課題を抱えた学校に対しては、特に出前研修、また若手教員の授業力向上の研修、そういった指導、助言等を行ってもらっております。

それと、今回、特に調査結果にあらわれた課題について該当学年だけではなくに学校全体で課題を共有して、学年ごとに到達度テストを実施して学習の定着度などの推移を記録しながら、弱点を洗い出して反復練習をさせ、定着を今図っております。これは結構効果が出てきたかなというふうに思っております。

そうした取り組みの検証を行うために、学力調査の問題を再度活用して、どれぐらい向上しているのかというようなことをはかり直したり、特に尾鷲中学校と

尾鷲小学校においては、県の支援も受けながら算数、数学での習熟度別の少人数指導を行って学力の底上げに取り組んで、成果も出てきております。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。

学力向上等の改善対応については、教育現場への情報提供や改善策の指導を、徹底をさらにしていただきたいと。また、教員一人一人が子供たちの発達の段階や発達の特性、子供の学習スタイルの多様性等を確認し、一人一人の子供の特性に応じた方法を選択し、工夫しながら実践できるような資質の向上も図っていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

最後に、尾鷲市教育ビジョンの基本理念と、尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛す「人」、おわせ人づくりの基本指針に基づき、学校の教育力の向上と地域の教育力の向上を図り、自立する力とともに生きる力を学び取るために、学校教育のさらなる充実が重要であります。また、その継続が高等教育へとつながると私は信じております。

地域の教育力の向上について、市長の考えを最後にお聞かせください。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 御質問にお答えさせていただきたいと思うんですけども、考え方は変わらないんですよ。まず、これからの学校教育についてということに関しては、やっぱり今までどおり学校が中心でなければならないと考えているわけなんですけれども、ただ学校だけで行われるものではないと思っています。

そのために、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、家庭、地域というものがどうやって連携、協働しながら展開されていくのか、これが私は絶対大事だと思っています。そして、保護者や地域の方々の協力あるいは支援がますます必要になってくる、そのように考えております。

本市では、いつも私、教育委員会の事務所を見るときには、必ずそれを復唱するんです。子供は地域の宝物、育てる守るは地域の役目、これを尾鷲市では標榜しているわけなんですけれども、それをまさしく推進していかなきゃならないなと考えております。

これまでも保護者や地域住民の皆様には、市内の各学校の教育活動には本当に御支援をいただいております。これからますますまたお願いしたいと考えています。

具体的に、子供たちに一声かけながら笑顔で接して指導や支援をしていただい

たり、あるいは励ましたり褒めていただいたりと。子供たちが、何度も繰り返しになりますけれども、自分が大切にされているんだという、そういう存在感、それを実感できて、また周りの人々の温かさというものが感じられるような、そういう取り組みをやっていきたいと。

議員が御質問の中で、地域の教育力の向上については、私自身は、学校を核にしながらか子供を大切にした教育活動でのかかわりを通して、子供と保護者、地域住民のつながりをますます強くするとともに、子供も大人も、そして元気になり、そして生きがいの向上も図り、そして学校も地域も活性化し、教育力も向上していくというのを期待しているわけなの。

そのためにも、こうした地域と一体となった学校で教育活動を通して身につけたふるさとを思う気持ち、あるいは基礎的な学力や体力、豊かな心などが小中高の連続性のある学びの中でさらに花開いて、しっかりと伸びていくためのさまざまな施策を構築し、推し進めていきたいと思っております。

そして、教育長も申しあげましたように、学校、この学びの連続性のあるものというのは、尾鷲市18年教育、これを展望していかなきゃならない。これを見詰めながらやっぱり推し進めていかなきゃならないと思います。

そのためには、やっぱり具体的に言ったら市立、一つには県立、こういう運営上の相違は私自身は感じております。だけれども、先ほど申しあげましたように、要は地域の教育力を向上させるためには、どうしてもやっぱり県とも連携しながら、我々としては率先垂範しながら専心努力で頑張っていきたいと、このように考えております。

以上でございました。

議長（濱中佳芳子議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。過疎化が進み、児童が減少し、学校統合が図られています。今まさに学校教育を充実するべき時期だと私は思っております。よろしく申し上げます。

最後のお願いなんですけど、現在、各学校においてコンピューターや情報通信、ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが求められております。既に都市部では、電子黒板やタブレットなどの活用が進められております。

非常に財政が厳しい状況ではありますが、学校教育も子育て支援の一つであります。今後、教育の予算拡充を図っていくことを切に要望して、一般質問を終わ

ります。ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、本日の一般質問は打ち切り、あす14日金曜日午前10時より続行することにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

[散会 午後 2時07分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 小 川 公 明